

## 【 支 援 利 用 規 約 】

### 第1条（支援の目的）

本支援の目的は、東日本大震災により孤児となられた子供の充分なコミュニケーションを支援するためのものです。

### 第2条（支援の対象者）

本支援の対象者は、東日本大震災により孤児となられた方（以下、「利用者」という。）が利用する携帯電話の契約者（以下、「契約者」という。）です。

2. 契約者が本支援の申込みをできるのは、利用者一人当たり一回線までです。

### 第3条（支援の上限及び期間）

本支援の上限は月1万円とし、月の利用額が上限に達しない場合でも、翌月に繰り越すことはできません。

2. 支援の開始月は、契約者及び利用者が、支援の申込みをし、所定の手続きが完了し、携帯電話事業者から財団に請求書が発送された月です。

3. 支援の終了月は、利用者が18歳となった月です。当月の支払をもって支援は終了します。

### 第4条（支援の方法）

本支援は、対象となる月次の携帯電話料金について、携帯電話事業者からの財団に対する直接の請求に基づき、携帯電話事業者に対し、直接に支払うことによって行います。

### 第5条（支援の対象料金）

支援の対象料金は、各号に該当する料金です。

① 携帯電話の通話料及び通信料（基本料、デジタルコンテンツ利用料、ユニバーサルサービス料、手数料を含む。）

② 財団が認めた携帯電話機の購入代金

### 第6条（支援の対象外の料金）

各号に該当する料金は、本支援の対象外です。支援対象外の料金を財団が立替え払いをした場合、財団から契約者に請求する場合があります。この請求に対し支払いがない場合、財団は本支援を中止します。

① 支援対象の料金のうち月額1万円を超過した料金

② 携帯電話機の購入から2年以内に新たに携帯電話機を購入した場合の新たな携帯電話機の代金等

③ 携帯電話の通信・通話以外の料金等、但し財団が認めた機種変更に伴う代金は除きます。

④ 店頭・店舗で支払われた料金等

⑤ 音声通話機能のない携帯電話機の利用料金

### 第7条（表明保証）

契約者及び利用者は、各号の事項が真実であることを表明し保証します。

① 利用者は、この支援申込み時点で本支援を受けていないこと

② 本支援に関連し財団又は携帯電話事業者に提出した書類又は口頭での申告に事実と異なる事項がないこと

③ 契約者又は利用者が別団体等から携帯電話代金の支援を受けていないこと

④ 本支援の対象の携帯電話が、法令又は公序良俗に反する行為に使用されるおそれがないこと

⑤ 契約者又は利用者が反社会的勢力でないこと

⑥ その他財団が不正と判断する行為がないこと

### 第8条（支援の終了）

財団は、以下の場合、本支援を終了します。この場合、以後、携帯電話事業者から契約者に料金の請求がされる場合があります。

まず、第6号又は第7号に当てはまる場合、財団は、支援した携帯電話料金等の返済を契約者及び利用者に請求する場合があります。

① 利用者が満18歳に達した場合

② 本支援の対象の携帯電話回線の契約が終了した場合

③ MNPにより、他の携帯電話事業者へ転出した場合

④ 財団が、契約者又は利用者との連絡を取ることができなくなった場合

⑤ 利用者以外が利用する携帯電話の料金を財団に請求している場合

⑥ 契約者又は利用者が支援の目的又は支援利用規約に違反した場合

⑦ 上記3が真実でないことが判明した場合

⑧ 法令の改正等により、財団が本支援をできなくなった場合

### 第9条（携帯電話の名義変更手続き）

契約者及び利用者は、携帯電話回線契約の名義変更を行う場合、事前に財団に連絡し、所定の変更手続きを行います。事前の連絡がない場合、本支援が中断する場合があります。

### 第10条（届出事項の変更）

契約者及び利用者は、支援申込書に記入した事項が変更になった場合、財団に対し、遅滞なく変更届を提出します。

### 第11条（MNP転出時の取扱い）

契約者及び利用者は、MNPにより他の携帯電話事業者へ転出した場合、本支援を受けるためには新たな申込みが必要です。

### 第12条（連絡等）

財団は、各号の目的で、本申込書記載の契約者及び利用者の連絡先に連絡することがあります。

① 財団若しくは他団体の支援情報の案内又は類似行為

② 財団の支援活動についてのアンケート又は類似行為

### 第13条（携帯電話事業者に対する個人情報の提供）

財団は、携帯電話事業者から求めがあった場合は、携帯電話契約者の住所、氏名、及び連絡先電話番号を携帯電話事業者に通知します。

### 第14条（あしなが育英会との個人情報の授受）

財団は、携帯電話利用者が、あしなが育英会の一時給付金の受給者であったことを確認するため、個人情報をあしなが育英会に開示します。

2. あしなが育英会は、第1項の求めに応じて、利用者が一時給付金の受給の有無を財団に開示します。

### 第15条（申込み必須サービス）

契約者は、財団が別途個別に認めた場合を除き、本支援の対象の携帯電話回線に関して、以下のサービスに加入します。加入していない場合は、財団が契約者に代わって以下のサービスを申込みすることを承諾します。

① パケット定額又は類似サービス

② フィルタリングサービス又は類似サービス

③ 一定額お知らせサービス又は類似サービス

④ 請求書（請求内訳）発行サービス又は類似サービス

### 第16条（利用サービスの制限）

本支援の申込みにより、携帯電話事業者が提供する一部のサービス・割引を使用できない場合があります。既にご利用中の場合、当該サービスは解除されます。